⑺　使用する資機材
　コンクリート　約20,400㎥
　鉄筋　約2,600ｔ
　型わく　約55,000㎡
　ＰＣ鋼材　約423ｔ
⑻　本工事は、入札時に、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札等を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたいものは、電子入札運用基準に基づき契約責任者の承諾を得て紙入札方式によることができる。
⑽　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵　単体の場合、「ＰＣ橋上部工工事」において、開札時に「平成21・22年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上ある者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）。

特定建設工事共同企業体の場合、「ＰＣ橋上部工工事」において、開札時に「平成21・22年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上ある２者で構成された特定建設工事共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又はこの条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　平成12年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者（下記ａ）を必要とする。）
　ａ）固定支保工架設工法により架設したＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋の工事
②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外（下記ａ）を必要とする。）
　ａ）ＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋の工事
⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。
①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。
②　配置予定技術者の工事経験
　現場代理人又は専任の主任（監理）技術者のうち１名以上（特定建設工事共同企業体を構成する場合は全構成員のうち１名以上）が平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。経験者を複数名配置しても良い。（下記ａ）を必要とする。）
　ａ）ＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋の工事
　（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑤　次の掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。
⑦　設計管理技術者は、設計業務等にあたり、下記に定める業務経験のいずれかを有することとし、日本語に堪能（日本語の通訳が確保できれば可）でなければならない。
　ａ）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］
　ｂ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。平成12年度以前の試験合格者。
　ｃ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。
　　なお、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。
　ｄ）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）
⑦　照査技術者は、下記に定める業務経験のいずれかを有しなければならない。
　ａ）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］
　ｂ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。平成12年度以前の試験合格者。
　ｃ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。
　　なお、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。
　ｄ）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）
　　なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、地域２において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑺　共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。